

○海部地区水防事務組合財政調整基金条例

昭和 62 年 2 月 20 日

条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 241 条第 1 項の規定に基づき、海部地区水防事務組合財政調整基金(以下「基金」という。)の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 組合の財政の健全なる運営に資するため、基金を設置する。

(積立)

第 3 条 基金として積み立てる金額は、歳入歳出予算で定める額とする。

(現金の管理)

第 4 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰入れるものとする。

(繰替運用)

第 6 条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、基金の全部又は一部を処分することができる。

(1) 災害復旧、財産の取得又は建設事業その他財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための財源を充てるとき。

(その他)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。